

介護福祉士修学資金等貸付事業 障害福祉分野就職支援金貸付制度 募集要項

制度の概要

この制度は、他業種等で働いていた方等であって、一定の研修等を修了し、障害福祉分野に就労しようとする方に対し、就職支援金を貸し付けることにより、新たな介護人材を確保することを目的としています。

本制度における「障害福祉職員」の定義について

本制度において「**障害福祉職員**」とは、障害福祉サービス（障害者総合支援法（平成17年法律123号）第5条第1項、第18項、第77条及び第78条、児童福祉法（昭和22年法律164号）第6条2の2第1項、第7項、及び第7条第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）第4条の2に規定するサービス）を提供する事業所若しくは施設、障害者総合支援法第5条第27項、第28条及び第77条の2及び身体障害者福祉法第5条に規定する施設若しくは事業所において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者のことです。

1 貸付対象者：以下の要件をいずれも満たす方

(1) 岡山県内に住民登録している方又は岡山県内に所在する事業所若しくは施設に障害福祉職員として就労した方

(2) 次のいずれかの研修を修了した方

①介護職員初任者研修以上の研修（介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修等）

②居宅介護職員初任者研修

③障害者居宅介護従事者基礎研修

④重度訪問介護従業者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援いざれかの課程と応用）

⑤同行援護従業者養成研修（基礎及び応用）

⑥行動援護従業者養成研修

※就職と同時に上記①～⑥の研修（以下単に「研修」といいます。）を受講する場合も貸付対象となります。ただし、研修修了後に研修修了証の提出が必要です。

なお、「就職と同時に研修を受講する場合」とは、「障害福祉職員として就労する日より前に研修の受講を開始する場合」及び「障害福祉職員として就労した日から1か月以内に受講申込等の研修を受講するための手続きを行い、かつ、研修の受講期間が決定している場合」をいいます。

(3) 障害福祉職員として就労した方、若しくは就労を予定している方

※過去に障害福祉職員として就労したことがある方（今回の就労以外に障害福祉職員としての実務経験がある方）は、貸付対象となりません。

※離職した介護人材の再就職準備金貸付事業又は介護分野就職支援金貸付事業の貸付けを受けたことがある方は、貸付対象となりません。

他制度との併用について

障害福祉分野就職支援金と趣旨が同様の他制度を利用する方は、原則として貸付対象となりません。

ただし、他制度の利用を中止して障害福祉分野就職支援金を利用する方については、貸付対象となります。

加えて、障害福祉分野就職支援金による貸付けを受けようとする方が他制度（国庫補助事業等を除く。）との併用を希望する場合であって、貸付けの審査により他制度との併用が真にやむを得ないと認められた場合についても貸付対象となります。

2 貸付額：200,000円以内 ※貸付は、1人当たり1回限り。

[就職支援金の使途の例]

- 子どもの預け先を探す際の活動費
 - 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
 - 障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞄等の被服費
 - 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
 - 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ※研修修了後速やか（概ね3か月以内）に就職する方や就職と同時に研修を受講する方等、障害福祉職員として就職するにあたって研修を受講していることが明らかな場合に限り、就職支援金の使途のうち「介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費」の中に、本事業の利用にあたって受講した研修に係る費用を含めることができます。

3 貸付利子：無利子

※ただし、返還期限日までに返還しなかった場合、返還残額に対して、年3%の延滞利子を徴収します。

4 総定員：各年度10名程度（予定）

※定員充足状況等、定員に関する情報については、岡山県社会福祉協議会ホームページで隨時お知らせしています。残りの定員数に関するお問い合わせには、回答いたしかねます。

※年度途中で定員に達した場合、募集を終了させていただきます。

5 連帯保証人：1名必要

連帯保証人は、以下の要件全てに該当する必要があります。ただし、借入申込者が未成年者の場合、連帯保証人は、以下の要件に関わらず、法定代理人（親権者、未成年後見人等）でなければなりません。

(1) 日本国に住所を有する方

(2) 日本国籍を有する方又は永住者の在住資格を持つ方若しくは特別永住者等の方

(3) 確実な保証能力を有する成年者の方

※(3)の要件に加えて、連帯保証人は、借入申込者と独立した生計を営んでいる方であることが望ましいです。

※連帯保証人の状況により、貸付けが認められない場合があります。

※連帯保証人の適格要件等に関する個別のお問い合わせには、回答いたしかねます。

6 貸付契約の解除

借受人が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき、岡山県社会福祉協議会は、貸付契約を解除します。また、借受人が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときも、岡山県社会福祉協議会は、貸付契約を解除します。

資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められる事由の例

- (1) 死亡したとき
- (2) 就職と同時に研修を受講する場合であって、当該研修を修了する見込みがなくなったと岡山県社会福祉協議会が判断したとき
- (3) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

7 貸付金の返還免除

以下のいずれかに該当する場合には、申請により貸付金の返還債務が免除されます。

- (1) 障害福祉職員として就労した日から、岡山県内において、2年の間（在職期間通算730日以上かつ業務従事期間360日以上）引き続き、障害福祉職員の業務に従事したとき。
※就職と同時に研修を受講する場合、研修を修了した日から、2年の間引き続き業務に従事する必要があります。
- (2) 障害福祉職員として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため障害福祉職員として継続して従事することができなくなったとき。

8 返還

以下の事由に該当する場合には、月賦の元金均等払方式で岡山県社会福祉協議会が定める返還期間内に貸付金を返還していただきます。なお、返還期間は、以下の事由が生じた日の属する月の翌月から、12か月以内の期間を基準として決定します。

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 岡山県内において障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき又は、岡山県内において障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったと岡山県社会福祉協議会が判断したとき
- (3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

申込方法等

1 申込方法

岡山県社会福祉協議会ホームページにて最新の情報（募集状況等）を確認の上、申請に必要な様式を印刷して記入し、必要書類を揃えて下記申込先へ郵送してください。

※郵送の際は、配達記録の残る方法による送付をお勧めします。不着等の事故が生じた場合には本会では責任を負いませんので、十分にご注意ください。

2 申込期限

内定等により障害福祉職員等として就職することが決まったときから申し込みが可能です。なお、障害福祉職員等として再就職した後で申し込む場合には、原則として就職後1か月以内に

お申し込み下さい。

3 申込時の必要書類

- (1) 障害福祉分野就職支援金借入申込書（兼障害福祉分野就職支援金利用計画書）
(様式第1号—4)
- (2) 研修に関する証明書類（①又は②のいずれか）
①研修実施主体が発行した研修修了証の写し ②研修受講証明書（様式第21号）
※障害福祉分野就職支援金借入申込書の「修了した研修又は受講する研修」欄でチェックをつけた研修に関する証明書類が必要です。なお、「□その他」にチェックをつけた場合は、研修の詳細（内容や受講期間）がわかる書類を可能な限り添付してください。
- (3) 雇用（内定・決定）証明書（様式第22号）
- (4) 申込者及び連帯保証人の住民票の写し
※発行から3か月以内かつ個人番号（マイナンバー）記載なしのもの（コピーは不可）
※住民票謄本ではなく、住民票抄本で差し支えありません。
- (5) 連帯保証人の所得・課税証明書 ※最新の所得に対応するもの
- (6) 個人情報の取扱いについての同意書

4 貸付決定又は不承認の通知

提出書類に基づいて審査を行い、貸付決定通知書又は不承認通知書を送付します。

※審査内容及び不承認決定の理由に関するお問い合わせにはお答えできませんので予めご了承ください。

5 貸付決定後の提出書類

貸付決定者には、次の書類を提出していただきます。期限までに本会へ提出がなければ、借り入れを辞退したものとみなします。

- (1) 借用証書（未成年者の場合、法定代理人（親権者等）の同意が必要。）
- (2) 本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書 各1通
※市町村から3か月以内に交付されたものに限ります。
- (3) 口座振込申出書（本人名義の口座に限ります。）

申込・問い合わせ先

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内
社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班
TEL 086-226-3544（直通）